

(写)

事務連絡
令和4年3月25日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務担当課
各都道府県私立学校主管部課 御中
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

新型コロナウイルス感染症に関する指導資料（改訂版）の送付について

標記指導資料については、令和2年4月に作成し、積極的な活用をお願いしてきたところですが、この度令和4年3月時点での最新の知見に基づき資料の改訂を行いました。

本資料では、子供たちが新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、実践できることを目指して日常の指導における「ねらい」や「指導内容」を具体的に示しています。

各学校におかれましては、これらの指導例を有効に活用し、それぞれの子供たちの発達段階を踏まえた指導を工夫されますようお願いいたします。

ついては、都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては、所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人におかれては、その設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して周知されるようお願いするとともに、本資料の積極的な活用をお願いします。

(掲載ホームページ URL)

「新型コロナウイルス感染症の予防～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～」令和4年3月改訂

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課がん教育推進係
電話・03-5253-4111（内線 2931）